4　この省令の施行の際現に、電気技術科、電子技術科、電気エネルギー制御科、電子情報技術科若しくは生産電気システム技術科に係る専門課程若しくは応用課程又は特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練を受けている者に対する専門課程若しくは応用課程又は特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練については、なお従前の例によることができる。

（職業訓練指導員試験に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前に金属表面処理科、自動車製造科、航空機製造科、鉄道車両科、造船科及びクレーン科に係る職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験のうち関連学科の系基礎学科若しくは専攻学科に合格した者は、新規則第四十六条の規定の適用については、それぞれ、新規則の規定により行われた金属表面処理科、自動車製造科、航空機製造科、鉄道車両科、造船科及びクレーン科の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験のうち関連学科の系基礎学科若しくは専攻学科に合格した者とみなす。

（受験資格に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する専門課程（訓練期間三年以上のものに限る。）（職業能力開発総合大学校の専門課程に限る。）を修了した者は、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条第六項第二号及び精神保健福祉士法施行規則第一条第六項第四号に規定する職業能力開発大学校の専門課程（訓練期間三年以上のものに限る。）を修了した者とみなす。

2　この省令の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する専門課程（職業能力開発総合大学校の専門課程に限る。）を修了した者は、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の二第九項第二号及び精神保健福祉士法施行規則第一条第九項第三号に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程を修了した者とみなす。

3　この省令の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する応用課程（職業能力開発総合大学校の応用課程に限る。）を修了した者は、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の二第六項第二号及び精神保健福祉士法施行規則第一条第六項第四号に規定する職業能力開発大学校の応用課程を修了した者とみなす。

（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条並びに附則第六条第二項及び同条第三項中「厚生労働省」を「厚生労働省令」に改める。

○厚生労働省令第四十三号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項第三号及び第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロ⑴中「連続する三年の間に同一の都道府県の区域内において」を「申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、連続する三年の間に」に、「修了者のうち当該」を「修了者等のうち当該」に、「就職した者及び自営業者となった者の数並びに就職理由退校者」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者（以下この条において「被保険者」という。）となった者及び同法第五条第一項の適用事業の事業主となった者」に改め、「占める割合」の下に「（当該認定職業訓練が終了した日から起算して四月を経過する日までの間に当該認定職業訓練を行った者が機構に届け出たものに限る。）」を加え、「以下この条において同じ」を「以下同じ」に、「百分の四十五」を「百分の三十」に、「百分の五十」を「百分の三十五」に改め、同号ロ⑵中「第五条」の前に「申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、」を加え、「おいて、当該」を「おける当該」に改め、同号ロ⑶を削り、同号ロ⑷を同号ロ⑶とし、同号リ⑶中「不正」を「重大な不正」に改め、「認めた者（」の下に「当該認定の取消し又は同項各号列記の事項への不適合（以下この⑶において「認定の取消し等」という。）が、申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った認定職業訓練に係るものであって、当該認定の取消し等の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定職業訓練を行う者による取組の状況その他の当該事実に関して当該認定職業訓練を行う者が有していた責任の程度を考慮して、当該認定職業訓練を行う者が当該認定の取消し等の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くものとし、」を加え、同号リ⑷中「⑶の」の下に「重大な不正の行為を理由として」を、「しない者（」の下に「当該認定の取消しが認定職業訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたことを理由とするものにあっては当該認定の取消しが申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った認定職業訓練に係るものであって、当該認定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定職業訓練を行う者による取組の状況その他の当該事実に関して当該認定職業訓練を行う者が有していた責任の程度を考慮して、当該認定職業訓練を行う者が当該認定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くものとし、」を加え、同号リ⑸中「⑶の」の下に「重大な不正の行為をしたことにより」を、「認めた者（」の下に「当該同項各号列記の事項への不適合が認定職業訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたことによるものにあっては当該同項各号列記の事項への不適合が、申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った認定職業訓練に係るものであって、当該同項各号列記の事項への不適合の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定職業訓練を行う者による取組の状況その他の当該事実に関して当該認定職業訓練を行う者が有していた責任の程度を考慮して、当該認定職業訓練を行う者が当該同項各号列記の事項への不適合の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くものとし、当該同項各号列記の事項への不適合が認定職業訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたこと以外によるものにあっては当該同項各号列記の事項への不適合が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行った認定職業訓練に係るものに限るものとし、」を加え、同号リ⑸中「行為」の下に「（当該不適切な行為が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行った認定職業訓練に係るものに限る。）」を加える。

第八条第二項第一号イ中「した日数」の下に「（当該基礎訓練の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日（当該基礎訓練の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。以下イにおいて同じ。）がある場合にあっては、当該基礎訓練を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）。以下この号において同じ。）」を、「以上の者」の下に「又は当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者」を、「期間の数」の下に「（当該基礎訓練を受講した特定求職者等が当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者」を、「期間の数」の下に「（当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十未満かつ当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める